

安芸太田町公告第 44 号

次のとおり公募型プロポーザルを実施するにあたり公告する。

令和 8 年 7 月 3 日

安芸太田町長 橋本 博明

1 プロポーザルの目的

安芸太田町が展開する新たなサイクルツーリズムの推進に向け、森林資源を活用したマウンテンバイクイベントを開催するにあたり、本町の意向を十分に理解したうえで、民間事業者の豊富な経験を基にした優れた企画を提案し、かつ実施可能な受注候補者（優先交渉権者）を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要等

別紙実施要項のとおり

マウンテンバイクイベント開催等運営業務公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、マウンテンバイクイベントの開催等運営業務において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

マウンテンバイクイベント開催等運営業務

(2) 委託業務の内容

別紙「マウンテンバイクイベント開催等運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 委託上限額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、単独企業または企業グループとする。委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる事業者であって、提出書類等の提出締切時点で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

①単独企業の場合

ア. 令和 7・8 年度物品等入札参加資格申請を提出していること。

イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ. 広島県又は安芸太田町から指名停止措置を受けていないこと。

エ. 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

オ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

キ. 提案を行う者は、法人格を有すること。

②企業グループの場合

・代表企業が上記①アの要件を満たし、企業グループ全ての構成員が上記①イ～キの要件を満たしていること。

・企業グループ全ての構成員が、単独または他の企業グループの構成員として、本業務に参加していないこと。

(2) 提出書類

①参加申込の提出書類

ア. プロポーザル参加申込書（様式第1号）	1部	
イ. 参加資格に係る申立書（様式第2号-1）	1部	
ウ. 参加資格に係る構成企業等申立書（様式第2号-2）	1部	※該当の場合のみ
エ. グループ構成書（様式第3号）	1部	※企業グループのみ
オ. 委任状（様式第4号）	1部	※該当の場合のみ

②企画提案の提出書類

カ. 企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

企画提案提出書（様式第5号）に企画提案書（任意様式）、収支計画見積書（任意様式）を添付のうえ、提出すること。企画提案書は提案者の企画提案力等を評価するために必要な資料となるため、仕様書に記述のない部分は、提案者自らの経験、調査等をもとに作成し、提案内容の充実に努めること。なお、企画提案書の作成要領は以下のとおり。

【様式等の形式】

・表紙

「マウンテンバイクイベント開催等運營業務提案書」と記載する。

・様式

A4版縦長辺綴じ・両面印刷でページ番号を付すこと。

・文字フォントサイズ

11ポイント以上・横書き

・制限枚数

表紙を除き、20ページ以内とすること。

【企画提案を求める項目】

別紙仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案とすること。

- ・イベントのコンセプト、実施内容について
- ・業務の実施体制（担当者の配置・町との協議体制・打ち合わせ方法、回数等）
- ・契約締結日から令和9年3月31日までの全体スケジュール
- ・目標参加者達成に向けた具体的な企画・実施について
- ・広報・募集計画
- ・その他、独自の提案等

キ. 同種または類似業務の実績を確認できるもの（契約書の写し等） 1部

ク. 価格提案書（様式第6号） 1部

（3）提出期限

参加申込の提出（上記（2）ア～オ） 令和8年7月16日（木）17時必着

企画提案の提出（上記（2）カ～ク） 令和8年7月24日（金）16時必着

（4）提出方法

持参、簡易書留郵便又は宅配便により提出すること。簡易書留郵便又は宅配便の場合は、（3）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責を負わない。

（5）提出先

「9 問い合わせ先」に記載する住所及び担当宛て

（6）現地見学会の開催

メイン会場及び走行ルートの現地見学会は随時受付をするため、（3）参加申込の提出期限内に「9 問合せ先」まで申入れること。なお、質問書等による場所の確認には応じない。

（7）質疑応答

①質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式第7号）を電子メールに添付して送信すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

②質問期限

令和8年7月10日（金）必着

③質問先

安芸太田町 道の駅推進チーム

メールアドレス：michinoeki*NOSPAM*@town.akiota.lg.jp

※送信の際はアドレス内の*NOSPAM*の文字列を削除すること。

※電子メールの件名は、必ず「公募型プロポーザル質問」を先頭に入力すること。

④回答

令和8年7月14日（火）までに、質問書に記載したメールアドレス宛てに電子メール

で回答する。但し、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答することがある。なお、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しない。

(8) スケジュール

項目	日程	提出書類等
公募開始	令和8年7月3日(金)	
質問書の受付期限	令和8年7月10日(金)	3(7)(メール)
質問書に対する回答	令和8年7月14日(火)まで	
参加申込の提出期限	令和8年7月16日(木)17時	3(2)① ア～オ
企画提案の提出期限	令和8年7月24日(金)16時	3(2)② カ～ク
プレゼンテーション	令和8年7月30日(木)【予定】 ※時間要調整	
審査結果の通知・公表	令和8年7月31日(金)【予定】	
契約締結	令和8年8月上旬【予定】	

※上記スケジュールは、町の都合により変更する場合がある。

(9) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格、又は無効となることがある。

- ア. 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ. 他のプロポーザル参加者(以下「参加者」という)と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ. 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- エ. 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ. プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ. プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- キ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

③禁止事項

- ア. 同一参加者から複数の企画提案書の提出は認めない。
- イ. 提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。(軽微なものを除く。)

④その他

- ア. 書類作成及び提出などの必要経費は全て提案者の負担とする。
- イ. 企画提案書に記載する提案内容は、確実に実施できるものとする。
- ウ. 収支計画見積書は業務内訳明細を記載し、一式計上はしないこと。
- エ. 参加者は企画提案書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。

4 評価に係る事項

(1) 審査、評価方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に本プロポーザル審査委員会が審査する。但し、本業務に係るプロポーザル参加資格要件を全て満たした者が5者を超える場合には、提出された企画提案書等について「2. 評価点の算出方法」に基づき事務局において書類審査を行い、全ての参加者にその結果を文書通知するものとする。書類審査は審査項目ごとに順位づけを行い、総合的な順位が高い上位5者程度について提案資格を有する者とし、プレゼンテーションを行う。

①プレゼンテーション

日 程：令和8年7月30日(木)【予定】

※時間等詳細については、参加申込書の提出後に通知する。

場 所：安芸太田町役場

所要時間：20分間の説明と30分間程度の質疑を実施する。

参加人数：5人以内

②留意事項

- ア. プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うこと。追加資料の配布及び使用は認めない。
- イ. プレゼンテーションは、業務担当者が行うこと。
- ウ. プレゼンテーションを行う順番は、参加申込の順番とする。
- エ. プレゼンテーションでOA機器、備品等を使用する場合は、プレゼンテーション実施日の3日前までに申し出ること。プロジェクター等の映像機器を使用する場合、投影する情報は、提出した企画提案書のみとする。また、使用する機器、備品等はすべて提案者が用意すること。
- オ. 審査は非公開とする。

(2) 評価点の算出方法

①配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる配点は以下の通りとする。

評価項目	評価事項	配点
①業務の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容等を十分に理解しているか。 ・提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があるか。 	50
②広報の企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報戦略が企画されているか。 ・参加者数の確保や魅力向上につながる工夫がされているか。 	15
③実施体制、スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールの業務環境となっているか。 ・業務内容に見合った必要な専門知識を有しているか。 	15
④実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に同種または類似イベントにおいて、良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。 	10
⑤経費の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額が提案内容と妥当であるか。 ・業務目的を達成するうえで、適切に配分されており、所要経費明細が妥当であるか。 	10

②評価基準（企画提案）

評価係数	優れている	1.0
	やや優れている	0.8
	普通（通常想定される程度）	0.6
	やや劣る	0.4
	劣る	0.2

③算定方法

（Ⅰ）各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

- ・企画提案＝配点×評価係数
- ・価格提案＝配点×（提案のうち最低価格／自社の提案価格）

（Ⅱ）上記で算定したすべての評価者の評価点を合計する。 ※小数点以下切り捨て。

④失格事項

- ・審査項目の評価は、2項目以上で「劣る」の評価がついた場合は失格とする。
- ・各審査員の評価点の合計点が満点（100点×審査員数）の5割に満たない場合は失格とする。

（3）候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者のうち、総合得点が高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

但し、適切な提案がない場合には候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

②最高点の者が複数の場合は、価格提案書の見積額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(4) 結果の通知及び公表

①通知・公表方法

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての参加者に文書で通知するとともに、安芸太田町ホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。公表する内容は以下のとおり。

・最優秀提案者及び評価の合計点が最優秀提案者の次に高い提案者（以下「次点者」という）の名称

②通知時期

令和8年7月31日（金）【予定】

5 契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合には、評価結果における次点者と協議を行うものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、当町と協議のうえ一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

7 情報公開及び提供

町は提出された企画提案書等について、安芸太田町情報公開条例の規定による請求等があった場合、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は開示しない。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

8 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、「9 問い合わせ先」に提出すること。

なお、受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) 提出及び費用

①提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には使用しない。

②本提案にかかる書類及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

(3) 著作権の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。但し、本町と契約に至った者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

9 問い合わせ先

安芸太田町 道の駅推進チーム

〒731-3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1

メールアドレス：michinoeki※NOSPAM※@town.akiota.lg.jp

※送信の際はアドレス内の※NOSPAM※の文字列を削除すること。